資料１

熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例案

新旧対照表
※表内の下線部は改正部分

熊本市議会事務局設置条例（昭和４０年条例第２９号）

改正後（案）	現行
熊本市議会局設置条例	**熊本市議会事務局設置条例**
（**議会局**の設置）	（**事務局**の設置）
第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条第２項の規定により、熊本市議会に**事務局として、議会局を**置く。	第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条第２項の規定により、熊本市議会に**事務局を**置く。
（職員の定数）	（職員の定数）
第２条　**局長**、書記その他の職員の定数は、熊本市職員定数条例（昭和２４年告示第１２２号）の定めるところによる。	第２条　**事務局長**、書記その他の職員の定数は、熊本市職員定数条例（昭和２４年告示第１２２号）の定めるところによる。
（事務分掌）	（事務分掌）
第３条　**議会局**に、その事務を分掌するため次の課を置く。	第３条　**事務局**に、その事務を分掌するため次の課を置く。
総務課	総務課
議事課	議事課
政策調査課	**調査課**
第４条及び第５条　略	第４条及び第５条　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（熊本市議会委員会条例の一部改正）

２　熊本市議会委員会条例（平成２５年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項の表総務委員会の項所管事項の欄第１０号中「議会事務局」を「議会局」に改める。